

政 法 第 6 8 8 号
答 申 第 4 3 7 号
平 成 2 8 年 6 月 8 日

千葉県教育委員会教育長
内藤 敏也 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年12月26日付け〇〇第243号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第537号

平成25年11月30日付けで異議申立人から提起された、平成25年11月15日付け〇〇第215号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った行政文書部分開示決定で不開示とした部分のうち、別表に掲げる部分は開示すべきである。

その余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成25年10月15日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県立〇〇高等学校〇〇〇〇教諭が柔道部員に怪我を負わせた件及び部活動指導に関し学校長及び学校内での協議や対応等についての文書、メモ等関係するものすべて（学校長と保護者で協議した際の協議記録も含む）」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、「相談内容について」、「教諭の件」、「部員からの聞き取り」の3点（以下併せて「本件対象文書」という。）を特定した。

本件対象文書は、〇〇高等学校長（以下「校長」という。）が作成した学校内での協議や対応等に関するメモである。

4 実施機関による決定

平成25年11月15日付け〇〇第215号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）

5 異議申立年月日

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成25年11月30日付けで、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定で部分開示とされた行政文書のうち、不開示部分の見直し等を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 本件請求は、千葉県教育委員会教育長あて調査依頼に基づく開示請求である。調査依頼の内容の知りたい情報が確認できない。個人に関する情報を不開示とすることは容認できるが、聞き取りをした経過、内容までを不開示にすることにより個人の利益を害するおそれとは何か。
- (2) 調査依頼をしたにもかかわらず最も知り得たい情報が記載されていない。

3 意見書の要旨

- (1) 本件請求の目的は〇〇高等学校内で聞き取り調査をした内容を正確に知りたいことである。条例に基づき、行政文書の開示をする権利を尊重し、請求対象となった行政文書は最大限の開示をするべきである。
- (2) 請求者及びその生徒が通学している学校で行われたことを正確に知り、改善していく方法を模索しようと考えていく上で係る事実を原則開示すべきではないか
- (3) 校長と保護者3名で面会し、体罰の事実確認調査をしたうえで、聞き取り調査が行われたのであれば、調査結果を正確に知ることは必要であり、その内容の一部に不開示情報が含まれていることを理由として、当然に開示を拒むものではなく、原則として聞き取り内容等の必要部分は開示すべきと考える。
- (4) 今回の事実を正確に把握することにより体罰を根絶するきっかけとしたい。
- (5) 実施機関により本件決定とされた内容があいまいで、教諭と一部生徒への聴き取りだけであることや、記載内容に虚偽が含まれている。何より何が原因で体罰が行われたか〇〇〇〇教諭(以下開示請求書等における記載中の引用を除き、単に「教諭」という。)の発言、学校側から生徒への一方的な聞き取り内容のみで、生徒や保護者側からの意見が全く反映されていない。
- (6) 請求者及びその子供に関する事項までが個人情報として不開示とされているのは不可解である。
- (7) 本件決定の理由にある個人の権利利益が害されるおそれが認められないものまであり、部分不開示にする意義に乏しく、最大限の開示をしようとする観点が見受けられない。
- (8) 本件決定に当たっては、少なくとも教諭に関する事項は、公務員等の職務遂行の内容である。
- (9) 個人識別性のある部分(氏名、生年月日)を除いて、開示すれば、通常は、

当該個人の権利利益を害することはないと思われる。

何より調査内容での教諭の発言内容や、生徒の経過事項など、個人が識別され得る情報以外のものまでが部分不開示されており、部分不開示されているものには経過事項であり、教諭も生徒も事実として認識している事実であるから、これらを部分不開示とした理由が「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」としているが、本件による「おそれ」が単なる確率的な可能性以外に、法的保護に値する蓋然性が必要と思われるがこの「おそれ」に値するか。

- (10) 本件に関係する生徒及び保護者からも、今回の件に関して自らの発言内容等の確認をするため、情報開示に関しての同意を得ていること
- (11) 請求者本人のみならず、関係すると思われる上記生徒及びその保護者も正確な情報を知りたいと本件請求に同意しているにも関わらず、情報開示できない理由はなんら見当たらない。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件決定の理由

- (1) 本件決定は、条例第8条第2号の個人情報に該当する。

本件請求は開示請求書にあるとおり極めて狭い範囲内の事柄を対象とした請求であること、開示により個人が特定されやすい状況であること（誰の発言であるか等）、を踏まえ、条例第3条の解釈指針に照らして、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をした結果、一部を不開示とした。

- (2) 不開示情報には、氏名、住所とともに、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものがある。

例としては、学年、学校名、職業、組、市町村名、階級、勝敗、順番、月日、曜日等であり、開示すると、それだけの情報では一般には特定の個人を特定することはできないが、学校関係者等一定範囲の者の中には、各々各人の既知の情報とを併せたときに、結果として特定の個人を識別することが可能となるものも不開示となる。

次に、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報も不開示となる。これには、特定個人に関する記述、すなわち、個人の身体の状況、発言、聞き取り内容、意向、指導状況、気持ち、様子などがある。

これらの情報には、通常本人が他人には知られたくないと思う情報が含まれ、外部に漏れてしまうと最悪の場合、差別等につながる可能性があるものである。

さらに、個人の内心の状況を表す反省、聞き取り内容等は、公にされることを前提にしたものではなく、開示すれば、不安や不信感が生ずるものと考えられる。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書には、特定教諭の指導方法をめぐり、生徒、保護者及び当該教諭から聞き取りを行った内容や、実施機関とのやりとり、地域の関係者とのやりとりなどを校長がまとめた情報が記録されている。

実施機関は、本件対象文書に記載された記述は、条例第8条第2号に該当し、特定の個人が識別できることとなる情報又は特定の個人は識別できないが公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示としたと主張している。

以下、本件決定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書（「相談内容について」、「教諭の件」、「部員からの聞き取り」）ごとにおける本件決定の妥当性について

(1) 「相談内容について」（以下「対象文書1」という。）に記載された情報について

ア 生徒及び保護者の属性に関する情報について

生徒及び保護者の氏名はそれだけで特定個人が識別できる情報である。

生徒の学年と組、出身中学校に関する情報は、本件請求では、〇〇高等学校の柔道部員という前提があることから、特定個人が識別されるものと認められる。また、保護者の氏名、職業、肩書きについても、当該柔道部員の保護者という前提があることから、これらを開示することにより、特定個人が識別されるものと判断する。

よって、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

イ 対象文書1中「＜保護者側の弁＞」及び「保護者が危惧している点」に係る情報（以下「保護者の発言等」という。）について

(ア) 保護者の発言等は3人の保護者の総意という形態で記載されているが、保護者3名の各々の発言内容に関する個人情報と捉えるのが相当である。そして、対象文書1中には、保護者の氏名等の個人が識別され得る情報が記載されている。よって、保護者等の発言は、「個人に関する情報であって、特定個人が識別できるもの」であるため、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

(イ) ところで、条例第9条第2項は、「開示請求に係る行政文書に第8条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定されている。

保護者の発言等には、学校の指導等に関する保護者の考えや思いなど、個人の内心の感情を含むものが記載されていると認められ、これらを公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと直ちに判断することはできない。よって、当該情報は、条例第9条第2項には該当せず、不開示が妥当である。

(ウ) しかしながら、実施機関は本件決定で、この部分を既に一部開示しており、不開示とした部分は本来不開示にすべき部分に含まれるものであるので、実施機関の判断は、結果において妥当である。

ウ 対象文書1中、1ページ中「※」に記載された情報について

当該部分は校長が、自己の考えや事情聴取に関連する事項を書き留めた部分である。よって、当該部分は、校長の職務遂行情報の面を有している。

しかしながら、当審査会が見分したところ、当該部分で不開示とされた部分には、一般的に生徒の識別性はないが、当該個人の部活動に関する意向というような内心に関する情報が記録されているものと認められる。

よって、当該部分は、条例第8条第2号本文後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められ、不開示が妥当である。

エ 対象文書1中、2ページに記載された情報について

- (7) 冒頭に「生徒ヒアリング②」と記載され、それに続き、生徒の属性、期日、ヒアリング者（教頭2名）、確認事項と記載された部分があり、それ以下は網羅的に当該生徒のヒアリング内容が記載されている。

特定の生徒からのヒアリングの内容に当たる「状況の確認」、「組み手指導」、「発言内容」、「その結果」の部分は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるもの」に該当すると認められ、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

また、上記イ(イ)と同様の理由により、条例第9条第2項に該当するとは認められない。

- (イ) しかしながら、実施機関は本件決定で、この部分を既に一部開示しており、不開示とした部分は本来不開示にすべき部分に含まれるものであるので、実施機関の判断は、結果において妥当である。

オ 対象文書1中、2ページに記載された情報のうち、「(〇〇教諭の談)」について

- (7) 当該部分には、教諭が部活動に関する事情について述べた情報が記載されている。

柔道部顧問である教諭が、部活動に関連した事項について、校長に報告した内容が記載されていることから、当該部分は、教諭の職務遂行情報であり、当該教諭との関係においては、条例第8条第2号の個人情報に該当するものとはいえない。

- (イ) しかし、当該部分には、特定の生徒の氏名等、個人が識別できる情報が記載されており、それら生徒に関する記載については、特定生徒との関係において条例第8条第2号に該当し、不開示が妥当である。

- (ウ) 当該部分のその他の記載（生徒の個人情報に関する情報以外の部分）については、校長の聴取に対する柔道部顧問である教諭の回答内容が記録されている。

一般に、服務に関連する事情聴取の内容が公になることが前提とされると、教諭等が、自己の率直な言い分を述べることを躊躇することが予想され、事情聴取の目的である事実関係の的確な把握が阻害されることにより、校長及び実施機関による公正かつ円滑な人事管理に係る事務に支障が生じるおそれがあるといえる。

よって、当該部分のその他の記載については、条例第8条第6号に該当すると認められ、不開示が妥当である。

- (エ) しかしながら、実施機関は本件決定で、この部分を既に一部開示しており、不開示とした部分は本来不開示にすべき部分に含まれるものである。実施機関の判断は、結果において妥当である。
- カ 対象文書1中、3ページから4ページの8行目までに記載された情報について（以下のキ、クに該当する部分を除く。）
- (ア) 「生徒ヒアリング①」以下は、上記エ(ア)と同様の情報が記載されている（生徒②と①による相違のみ）。
よって、当該部分は、上記エで検討したものと同様の理由により、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。
- (イ) しかしながら、実施機関は本件決定で、この部分を既に一部開示しており、不開示とした部分は本来不開示にすべき部分に含まれるものである。実施機関の判断は、結果において妥当である。
- キ 対象文書1中、3ページに記載された「<〇〇教諭談>」について
当該部分で実施機関が不開示とした部分は、特定生徒の氏名及びその生徒の状況等であることから、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。
- ク 対象文書1中、3ページの下から6行目及び4ページの上から3行目の「※」に記載された情報について
- (ア) 当該部分は、生徒ヒアリング①に係る生徒の発言内容並びに当該生徒の氏名及び行動に関する事項が記載されており、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。
- (イ) しかしながら、実施機関は本件決定で、この部分を既に一部開示しており、不開示とした部分は本来不開示にすべき部分に含まれるものである。実施機関の判断は、結果において妥当である。
- ケ 対象文書1中、4ページ（上から9行目から最下行まで）に記載された情報について（以下のコ、サ、シに該当する部分を除く。）
- (ア) 「生徒ヒアリング③」以下は、上記エ(ア)及びカ(ア)と同様の情報が記載されている（生徒①、②又は③の相違のみ）。
よって、上記エ(ア)及びカ(ア)と同様の理由により、当該部分は条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。
- (イ) しかしながら、実施機関は本件決定で、この部分を既に一部開示しており、不開示とした部分は本来不開示にすべき部分に含まれるものである。実施機関の判断は、結果において妥当である。

- コ 対象文書 1 中、4 ページに記載された「(〇〇教諭談)」について
当該部分で実施機関が不開示とした部分は、特定生徒の氏名であることから、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、不開示が妥当である。
- サ 対象文書 1 中、4 ページ下から 5 行目の「※」に記載された情報について
当該部分で実施機関が不開示とした部分は、特定の生徒 2 名の氏名、学年及び 2 名に共通した意見であり、意見は各々の生徒の個人情報と解するのが相当であることから、当該部分は、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、不開示が妥当である。
- シ 対象文書 1 中、4 ページ最下行の部分について
当該部分は、「二人の教頭の見解」であり、職務遂行情報の面を有しているものの、実質的には聞き取った 3 人の生徒の考え・心情というような内心に関する情報が記載されている。この部分の記載は、3 人の生徒の総意の形態で記載されているが、生徒 3 名の各々の個人情報と捉えるのが相当である。
そして、当該 3 名は、対象文書 1 中に記載されていることから、上記イ(ア)と同様の理由により、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、不開示が妥当である。
- ス 対象文書 1 中、5 ページに記載された情報について
上から 15 行目の「(5)校長指導」の部分には、校長が行った指導内容が記載されている。この情報は、校長の職務遂行に関する情報であり、開示すべきである。
また、最下行の部分は、個人の氏名であり、条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、不開示が妥当である。
- セ 対象文書 1 中、6 ページの上から 16 行目以下「1, 2, 3, 4」の部分に記載された情報について
(ア) 当該部分には、校長が、ヒアリング結果を総合的に判断した結果が記載されているので、校長の職務遂行情報の面を有しているが、当該部分には、特定生徒の氏名及び当該生徒の考えや当時の状況が記載されており、実質的には、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報」であると解するのが相当である。よって、当該部分は、上記エ(ア)と同様の理由により条例第 8 条第 2 号本文前段に該当し、不開示が妥当である。
また、上記イ(イ)と同様の理由により、条例第 9 条第 2 項に該当すると

は認められない。

- (イ) しかしながら、実施機関は本件決定で、この部分を既に一部開示しており、不開示とした部分は本来不開示にすべき部分に含まれるものであるので、実施機関の判断は、結果において妥当である。

ソ 対象文書1中、6ページ「<対応>」の部分について

- (ア) 当該部分には、実施機関の指導のもと、校長が教諭に行った指導内容等が記載されている。このうち、「1」の部分に記載された内容は、教諭に対する具体的な措置が記載されている。

一般に、公務員が受けた指導措置がどのような内容であったかを示す情報は、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含むものである。

よって、不開示とされた部分は、当該公務員を識別することができる限り、条例第8条第2号本文前段の不開示情報に該当するものと判断する。

さらに、地方公務員法所定の懲戒処分に至っていない、処分に準じる措置等についても、同様の考えが当てはまる。

したがって、「1」及び「3」の部分に記載された文言中、処分等として記載されている情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

- (イ) 「2」及び「3」の部分に記載された情報（上記(ア)に該当すると認められる情報を除く。）は、生徒、保護者、職員の処分に関する情報を含まないことから、校長及び教諭の職務遂行情報として開示すべきである。

タ 対象文書1中、7ページに記載された情報について

当該部分は、校長と実施機関との間における報告等に関する情報であり、校長や教諭の職務遂行情報と捉えることができる。しかし、保護者及び生徒の氏名や発言内容、態様、考えなどが記載されている部分は、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

当該部分について個別に見ていくと、氏名等の個人の属性に関する部分（上から2行目、6行目、11行目から13行目、下から1行目及び下から3行目）は実施機関の判断のとおり不開示が妥当である。

また、上から14行目の不開示部分には、保護者の様子、態様が記載されており、実施機関の判断どおり不開示が妥当である。

最下行の括弧内の部分は、生徒の考えが記載されており、実施機関の不開示の判断は妥当である。

(2) 「教諭の件」(以下「対象文書2」という。)について

ア 「9月21日(土)の件」に記載された部分について

(ア) 当該部分で、実施機関が不開示としたのは、特定の個人の氏名及び当該特定個人が学校関係者に対してとった行動や発言内容である。よって、これらの情報は、条例第8条第2号本文前段に該当すると認められ、不開示が妥当である。

(イ) しかしながら、実施機関は本件決定で、この部分を既に一部開示しており、不開示とした部分は本来不開示にすべき部分に含まれるものであるので、実施機関の判断は、結果において妥当である。

イ 「要望点」の部分について

「1」に記載された部分中、個人の氏名は不開示が妥当である。

また、「2」に記載された部分中、柔道部員の学年は、これを開示すると、他の情報と組み合わせることにより特定の生徒が識別されると認められ、不開示が妥当である。

同行の「⇒」以下の部分の記載については、当該生徒の個人の内心に関する情報が記載されている。よって、当該情報は、条例第8条第2号本文前段の「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当し、不開示が妥当である。

ウ 「Q2：人事について」以降の部分に記載された情報について

当該部分の①、③には、〇〇高等学校の人事異動に関する情報が記載されている。当該人事異動に関する情報は、確定した人事異動の情報ではなく教諭らの人事の見通し等を述べたものである。

よって、当該情報は、教諭らの職務遂行に関する情報とは認められず、未だ私事に関する段階にあるものというべきであり、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当であると判断する。

また、④の部分には特定個人の氏名、職業が記載されており、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

エ 対象文書2中、2ページに記載された情報について

「県教育委員会→校長・〇〇教諭」の部分に記載された情報及び「校長対応→〇〇〇〇教諭」の部分に記載された情報は、校長及び教諭の職務遂行情

報が記載されている。しかしながら、3行目には、教諭に対する指導措置に関連した文言が記載されている。よって、当該部分は上記(1)ノと同様の理由により、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

また、2ページ上から9行目で実施機関が不開示とした部分には、教諭に対してとられた職務上の指導内容が書かれているものの、職務を離れた教諭個人の評価をも低下させる記述があると認められ、当該部分は、教諭の個人情報として保護すべきと思料されることから、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当であると判断する。

その余の部分は、開示すべきである。

オ 対象文書2中、2ページに記載された情報のうち上記エ以外の情報について

(ア) 「9月6日」の部分には、特定個人の氏名及び職業が記載されているので、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

(イ) 「9月24日(月)14:55」以下「(1)」と「(2)」に記載された部分は、実施機関及び校長の教諭に対する職務遂行上の情報である。

よって、当該部分中の特定個人の氏名は条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当であるが、その余の部分は開示が妥当である。

「(3)」の部分については、特定個人の氏名は、同様の理由により、不開示が妥当である。また、同人の「子ども」との記載から、「(3)」中「①」に記載された情報は、識別性のある特定個人の様子・状況に関する情報であり、条例第8条第2号本文前段に該当し、条例第9条第2項に該当するものとは直ちに認められないことから、不開示が妥当であると判断する。

(3)「部員からの聞き取り」(以下「対象文書3」という。)について

ア 対象文書3には、柔道部員である生徒からのヒアリング内容が記載されており、それぞれ、生徒の氏名、所属ホームルーム名が記載されていることから、この文書全体が「個人に関する情報であって特定の個人を識別できるもの」と認められ、条例第8条第2号前段本文に該当し、すべて不開示を相当とするものである。

また、上記(1)イ(イ)と同様の理由により、条例第9条第2項に該当するとは認められない。

イ しかしながら、実施機関は本件決定で、この部分を既に一部開示しており、不開示とした部分は本来不開示にすべき部分に含まれるものであるので、

実施機関の判断は、結果において妥当である。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、意見書の中で、請求者及びその子供に関する事項までが個人情報として不開示とされているのは不可解であると主張している。

しかしながら、条例で定める開示請求権は、第5条に規定された者に対して等しく認められた権利であり、開示請求人の個別的な事情によって、行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではない。

したがって、自己の情報の開示請求であることをもって開示される、ということではない。

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関は、別表記載の情報を開示すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

対象文書	ページ	開示すべき部分	本文中の理由箇所
「相談内容について」	5 ページ	上から16行目、17行目	第5、2、(1)、ス 校長の職務遂行情報
「相談内容について」	6 ページ	下から7行目、下から5行目の 9文字目から15文字目まで 及び同行目の27文字目から 37文字目まで	第5、2、(1)、ソ、 (イ) 校長及び教諭の職 務遂行情報
「教諭の件」	2 ページ	上から3行目の13文字目か ら19文字目まで 上から7行目、上から9行目 の32文字目から37文字目 まで、上から11行目、12 行目、13行目	第5、2、(2)、エ 校長及び教諭の職 務遂行情報
「教諭の件」	2 ページ	下から10行目、11行目、 12行目	第5、2、(2)、オ (イ) 校長及び教諭の職 務遂行情報

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年12月27日	諮問書の受理
平成26年2月6日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年2月28日	異議申立人から意見書の受理
平成27年12月24日	審議
平成28年1月27日	審議
平成28年2月24日	審議
平成28年3月23日	審議
平成28年4月27日	審議

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
泉 登茂子	公認会計士	
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)